

## 篠山市中心市街地活性化基本計画策定庁内会議設置要綱

(趣旨)

第1条 篠山市の中心市街地において、市街地の整備改善及び商業等の活性化を一体的に推進する篠山市中心市街地活性化基本計画を策定するにあたり、計画策定の円滑な推進を図るため、「篠山市中心市街地活性化基本計画策定庁内会議(以下「庁内会議」という。)」の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 篠山市中心市街地活性化基本計画策定委員会に対し、意見・資料を提出すること。

(2) その他篠山市中心市街地活性化基本計画の策定に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議は、原則として別表第1に掲げる職にある者を持って組織し、必要により関係者の出席を求めるものとする。

2 庁内会議の委員は、市長が委嘱する。

(議長)

第4条 庁内会議に議長、副議長を置き、議長は助役、副議長は政策部長をもって充てる。

2 議長は、庁内会議を代表し、会務を総括する。

3 副議長は議長を補佐し、議長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内会議は、議長が招集し、議長は会議を進行する。

2 庁内会議は、委員の過半数の出席で成立する。

(作業部会)

第6条 必要な事項について調査、研究を行うため、庁内会議に作業部会を置く。

2 作業部会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。

3 庁内会議議長は、調査研究課題に応じ、別表2の構成員から選出し、招集する。

4 作業部会に部会長を置き、庁内会議議長が任命する。

5 部会長は、会務を総括し、作業部会を進行する。

6 部会長は、作業部会の会議の経過及び結果について、庁内会議議長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 庁内会議の庶務は、政策部まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、議長が庁内会議の意見に従い定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年6月23日から施行する。

(失効)

2 この要綱は篠山市中心市街地活性化基本計画策定の日をもって効力を失う。

別表第1（第3条関係）

篠山市中心市街地活性化基本計画策定庁内会議委員

職名	氏名
助 役	細山雅央
政策部長	中西 肇
総務部長	稲川敏之
生活部長	脇田太喜男
保健福祉部長	酒井勝彦
産業経済部長	大西正之
建設部長	永井孝喜
教育部長	吉田浩明

別表第2（第6条関係）

篠山市中心市街地活性化基本計画策定庁内会議作業部会構成員

所属部	所属課	所属係	役 職	氏 名
総 務 部	総 務 課	情報システム係	係 長	植村富明
総 務 部	財 政 課	財 政 係	係 長	平野 斉
生 活 部	市 民 課	消防交通係	課長補佐	安井良太郎
保健福祉部	社会福祉課		副 課 長	道本龍三
産業経済部	商工観光課	商 工 係	課長補佐	中野輝一
建 設 部	建 設 課	管 理 係	課長補佐	畑中寿次
建 設 部	都市計画課		副 課 長	粟野義範
教育委員会	教育施設課	施 設 係	課長補佐	上野 正
教育委員会	地域文化課	芸術文化係	係 長	西田辰博

篠山商工会	事業部		部 長	植木克幸
篠山商工会	地域振興課		課 長	原田豊彦